

# 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

## （開催要領）

- 1 日時 令和6年2月29日（木）15:12～15:43
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

### <WG委員>

- 座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策  
研究所所長・シニアパートナー弁護士
- 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学 客員教授、医療法人社団澁志会 社員・理事
- 委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

### <関係省庁>

- 永田 雄樹 出入国在留管理庁政策課政策調整室長
- 富原 早夏 経済産業省経済産業政策局新規事業創造推進室長
- 犬塚 誠也 金融庁総合政策局総合政策課総合政策企画室長
- 西田 勇樹 金融庁総合政策局総合政策課サステナブルファイナンス  
推進室長

### <自治体等>

- 福永 真一 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室特区・規制改  
革担当部長
- 塚本 裕 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室特区・規制改  
革担当課長
- 田坂 克郎 渋谷区産業観光文化部グローバル拠点都市推進室長
- 中本 和弥 札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課長
- 久保田 研介 札幌市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト担当課長

### <事務局>

- 河村 直樹 内閣府地方創生推進事務局次長
- 安楽岡 武 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 菅原 晋也 内閣府地方創生推進事務局参事官

## （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設

### 3 閉会

---

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設」ということで、東京都、渋谷区、経済産業省、出入国在留管理庁、金融庁、札幌市にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、事務局及び出入国在留管理庁から提出されておまして、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

本日の進め方でございますけれども、まず、事務局から5分程度説明させていただきまして、続いて出入国在留管理庁から10分程度御説明いただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

早速ではございますけれども、事務局から御説明をお願いいたします。

○菅原参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官の菅原と申します。

それでは、資料に基づきまして御説明申し上げます。

資料の2ページを御覧ください。

本日の議題の外国人投資家向けビザの創設につきましては、これまでも各種の政府決定文書で位置付けられておりますが、直近では昨年末の国家戦略特区諮問会議におきまして、下3行のところでございますが、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資することを要件として、投資家向けビザの創設を検討し、2023年度中に結論を得るということが決定しております。本日、これを踏まえて、この結論について御議論いただきたいと思います。

続いて、資料の3ページを御覧ください。

こちらは前回、令和5年12月7日の国家戦略特区ワーキングにおきまして、東京都、渋谷区から提出のありました資料の抜粋となっております。重ねての御説明は申し上げますが、本日の御議論の参考としていただければと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、出入国在留管理庁のほうから御説明をお願いいたします。

○永田室長 出入国在留管理庁の永田と申します。

出入国在留管理庁の資料は、2ページを開けていただきたいのですが、先ほどの内閣府の説明と重なりますけれども、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023にお

いても、諸外国の事例を参照し、国家戦略特区の枠組みを活用しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家(エンジェル投資家を含む)向けビザの創設を検討すると書いてあるところです。

こういったことを踏まえて、投資家向けの在留資格の創設の可否について、そのニーズであるとか要件などについて、例えば経済産業省と協力してスタートアップ関連団体にヒアリングを行ったり、外務省と協力して諸外国の投資家向けの在留制度の調査をこれまで実施してまいりました。

実は正直申し上げて、これまでのヒアリングの結果であるとか海外の調査をした限りにおいては、投資行為自体は短期間でできるというか、長期間日本に滞在してやらなくてもいいというものが多く、その意味においてそこまで必要性が高くないといったような感触を得ています。

また、諸外国の調査においても、不動産への投資を許容したために不動産価格の高騰を招いたり、マネーロンダリングや脱税などを招く懸念があって、実際に投資家向けの在留資格制度を廃止した国、停止した国、例えばイギリスやアイルランド、カナダなど、そういうことは複数見られました。加えて、廃止を検討している国も出始めているということもあったり、あるいはよく見てみると日本の在留資格で言うところの「経営・管理」で対応している国もあるということなので、その意味では、これはそこまで必要性が高くないのではないかと考えていたところでした。

ただ、昨年12月に渋谷区、東京都のほうから、この枠組みの中で具体的な提案をいただきました。概要については先ほどの内閣府の資料の3ページに渋谷区、東京都の提案が載っているのですが、これを見るとかなり具体的に提案していただいている、特に経験豊富な外国人投資家を呼び込むことで有望なスタートアップへの資金提供であるとか、メンターとしての助言などを通じてグローバルに活躍するスタートアップの創出を目的とされていて、有望なスタートアップへのメンターとしての助言というのはある程度一定期間、長期間行って、スタートアップのアーリーステージ、初期段階のスタートアップの方々の育成をしつつ投資活動を行うということについては、御提案いただいているように一定程度需要があるのではないかとこちらも考えた次第でございます。

そういったこともあって、ここで示されている渋谷区、東京都の提案する要件も含めて、イメージとしてこういう要件を提示していただいたのだと思いますけれども、これを基に国家戦略特区の制度としてきちんとした制度、例えば諸外国で生じているようなマネーロンダリングや不正事案等が起こらないようにしつつ、ここで挙げられているように、特区自治体、渋谷区や東京都において対象とする投資家をきちんと認定、管理するといったようなこと、ここでは定期的にモニタリングということまで書いていただいていますけれども、こういったことを要件としながら、特区内におけるスタートアップへ一定以上の投資行為及び助言等のスタートアップを育成する活動を行う優れた外国人投資家の方々について、長期間の滞在を可能とする在留制度の創設を検討したいと考えています。

こういう方向で新しい投資家、エンジェル投資家の方々に向けた在留制度の創設を検討することとしたいと考えていて、今後はより具体的な要件について、在留資格とか在留期間も含めて関係省庁、内閣府であるとか、経済産業省であるとか、あと東京都、渋谷区、提案していただいた自治体と共に、具体的に検討、協議を進めさせていただきたいと考えている次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

出入国在留管理庁からは以上です。

○中川座長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思ひますけれども、いかがでしょうか。

安念委員、お願ひします。

○安念委員 出入国在留管理庁には、大変御苦心の末での文書づくりであったのではないかなと拝察をいたしました。確かに投資というのはどこにいてもできますので、長期どころか短期でも滞在する必要はないという御指摘は、投資行為そのものについてはごもっともだと思ひます。ただ、そのことは裏返して言ひますと、日本にいななくても脱税、それから登記等の行為はできてしまいますので、これはいる、いないとはそもそも関係のないことだろうという気もいたします。

その上で、今日の文書の今映していただひている3ページに、特区内のスタートアップへ一定額以上の投資行為あるいは助言という要件を書いていらっしやるわけですが、この場合、特区内のスタートアップへとお書きになっているのは、そうでないと特区制度の趣旨と整合しないというお考えではなからうかと拝察するのですけれども、そのような理解でよろしいかというのが伺ひたいことの第1点です。

第2点は、こっちのほうの本質的と言へば本質的なのですが、そもそも特区内のスタートアップであるかどうかということが判定できるものなのだろうか。例えばそのスタートアップが製造業であれば、必ず物理的な製造拠点を持たなければいけませんので、特区内にあるか、特区外にあるかということは容易に判定できると思ひますが、しかし、例えばの話、今ではスタートアップで半導体の回路設計用のソフトを作っている人はたくさんいるわけで、その手の仕事というのは、極端な言ひ方をすればスターボックスに座っていてもできるというような仕事です。その場合、一体そのスタートアップが特区内にあるかないかというのは判定できるのだろうかという疑問が生ずると思ひますが、この点について現時点で何かお考えがあれば伺ひたいと存じます。

以上です。

○中川座長 それでは、出入国在留管理庁、お願ひいたします。

○永田室長 出入国在留管理庁です。

御指摘ありがとうございました。特区内のというのは、委員御指摘のとおり、特区の制度として創設するので、その対象とする投資家の活動内容の規定は特区内のスタートアップと関わりを持つ者であることが前提と考えているので、特区内としております。

ただ、御指摘のとおり、それが実際に判定できるのかどうなのかというのはなかなか難しいところもあって、我々はその知見を持ち合わせておりません。渋谷区とか東京都のほうでそれが一定程度できるのかどうかは分かりませんが、そういったところも含めて、どういった形で要件化して具体的に判定していくのかということについては、提案の自治体の渋谷区や東京都と相談しつつ決めていきたいと思っていますけれども、現時点で私のほうでは判定するすべは知り得ていないので、そこは知見をいただきたいと思っています。

○安念委員 分かりました。ありがとうございます。ここは詰めて考えなければいけないことですね。

ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 今の件に関連して二つございまして、渋谷区のほうで、特区として渋谷区というときに、特区での事業というものをどういう要件をもってそれを認定していくとお考えになっているのかという点と、これが特区メニューになった場合は、特区で既に指定されている区域そのものもメニューとして使えるということで、これを広げていくことについては別に問題ないということでございましょうか。出入国在留管理庁の方ですけれども、その2点について確認だけさせていただきます。

○中川座長 1点目は渋谷区へ。

○阿曾沼委員 2点目は出入国在留管理庁。

○中川座長 渋谷区、いらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○田坂グローバル拠点都市推進室長 先ほどの質問とも重なることかと思っておりますので、重要なことかと思うのですけれども、まず、特区内で特定していくというか、どのように要件として作っていくかというところで、おそらく登記をしてくださっているかと思っておりますので、東京都内であったり、国家戦略特区の地域で登記をしてくださっているというところがあると思っておりますので、そこに投資をしているというところが一つ重要な要件の中に入ってくるようなところかなと思っております。まず、それで登記というところを一つはふるいにかけるというところだと思っておりますけれども、おそらく今回、投資だけではなくてネットワークや情報の提供というところも一つ投資家に期待する大きなところだと思っておりますので、一つは投資を必ず日本のスタートアップ、東京のスタートアップ、国家戦略特区のスタートアップにするということもですが、同時にエコシステムの中での助言であったりネットワークの構築にも貢献していただくというところを重要視していくというところが効果を出す上での大きな要件の一つになってくるかなと思っております。

○阿曾沼委員 今の件ですが、登記というのは法人登記をしているということですね。

○田坂グローバル拠点都市推進室長 はい。投資対象になる企業は、こちらで登記をしてくださっているところかなと思っております。

○阿曾沼委員 事業をしていく上で、ベンチャーが単独でやっていくもの、もしくは共同でベンチャーでコンソーシアムを組んで一つの事業をやっていくなど色々なケースがあると思います。そうするとコンソーシアムを組んでいる企業は特区外ということもあろうと思います。その辺の対応と言いますか要件は、投資を求めているベンチャーの方たちにとって差が出ず、メリットが共通に享受できるような仕組みづくりが必要とも思いますので、皆さんと御検討いただければと思っております。いかがでしょうか。

○田坂グローバル拠点都市推進室長 ありがとうございます。

○阿曾沼委員 もう一点の質問に関しても、お願いいたします。

○中川座長 では、出入国在留管理庁、2点目の御質問をお願いいたします。

○永田室長 出入国在留管理庁です。

ほかの自治体が使えるかどうかという話であったと思いますけれども、特区の枠組みの中にのっとなって、例えば今、提案いただいているのが要件となるとして、渋谷区や東京都と同じような要件でやっていただく分には、その枠組みの中に入ることは可能だと考えています。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、落合委員、お願いいたします。

○落合座長代理 どうも御説明ありがとうございます。

まず、出入国在留管理庁のほうに、しっかり進めていただいております、感謝を申し上げます。

その上でいくつかお伺いしたいと思っております。一つが、投資を拡大するという意味では、比較的短期的なタイミングも含めて施策を推進していこうという国全体の政策の方向性になっているかと思いますが、今回の措置はどういうスケジュールで御検討されていく予定かをお伺いしたいと思っております。まだ要件については今も議論させていただいているところもあると思いますので、この瞬間すぐにここで着地できるというものがまだ見えない部分はあるかもしれませんが、できれば令和6年度内の措置ができるようにしていくということも重要ではないかとも思いますので、御意見をいただきたいというのが一つです。

二つ目として、国家戦略特区の中で実施していくという場合に、もちろん提案自治体が指定されるということは当然なのですが、一般的に特区案件はこれまでのものを見てございますと、例えば東京都で提案されたものもそうですし、福岡とかもそうですし、ほかの自治体も利用できるようにしております。特区で指定されている自治体はということになりますので、その中で利用できるような条件が設定されているかどうかがあるかと思っております。

そういった意味では、色々な条件だとか要件を考えていく際に、金額設定なども考えていくと、例えば東京ではスタートアップの方々も多いので、色々な投資先もあります。スタートアップのほうがかもしかすると既存の中堅・大企業以上に東京に集まる傾向があると

も思っています。そうした中で、例えばほかの地方都市で重要な地方都市もいくつも特区で指定されていますので、そういう自治体で使うことが難しくなるような、過度に高い金額要件ができてしまうと、特区制度としてはほかの自治体が手を挙げられないこととなってしまうので、なかなかなじまない部分はあると思っています。このあたり、どうお考えなるかという二つをお伺いできればと思います。

○永田室長 ありがとうございます。

1点目のスケジュール的な話なのですけれども、できるだけ早くやりたいとは思っていますが、まだ要件も確実に決まっていないということもあって、まずはそこを詰めていくということになります。あとは特区の枠組みの中でどういうスケジュール感で進めていくかということだと思います。

感触のところを言うと、中身を詰めていくのは一定程度できるかと思いますが、令和6年度中に結論については、こういう方向で進めていくということは結論を得られると思いますが、具体的に実施するというふうになると、また目途は立っていないところがございます。本当にここは渋谷区なりと詰めていきながら、特区全体の枠組みのスケジュール感をハンドリングしながら、どう進めていくかということだと思いますけれども、色々なところから早くやってくれとは言われておりますので、そこはできるだけ早く進めたいと思っていますけれども、今のところは明確にいつまでといったようなスケジュールをお示しすることはできません。

2点目は、要件を設定するに当たってこれも考えていくことになるのだろうと思いますが、特区制度の枠組みの中において、どういった形で要件を設定していけばいいのかという適切なところをこれから検討していきたいと思っていますけれども、御助言ありがとうございます。引き続き検討させていただきたいと思っています。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。時期のところは色々あると思いますが、できれば先ほど申し上げたようなタイミングで実施していただければと我々としては思っております。可能な範囲で速やかに御検討を進めていただけるとありがたいと思っております。

最後の金額の点につきましては、先ほどまでの各委員の意見の中でも出ていたと思いますが、どう要件を定めていくかです。もちろん特区の中でほかの自治体も使え得るという観点が必要だと思っておりますので、そういう意味では例えば居住要件であったりとか、資産要件とか、そういうことは考えられたりということもあり得ると思います。しかし、最終的には国家戦略特区自体が、もちろん最初に提案していただいた自治体というのは積極的に活用していただいて、結果的に一番利益を得ていただくというのでいいのだと思うのですが、ただ、制度全体の目的としては、国全体の最終的な産業競争力の強化につなげていくようにということがあります。進んだ投資家の方にとって、日本に来て色々なスタートアップに投資をしていただくということが制度的にもうまく応援する形になっているということは重要かと思っておりますので、是非そういった視点も含めて、詳細は今後だと思っ

ておりますが、御検討いただければと思っております。

私からは以上です。

○中川座長 阿曾沼委員から手が挙がっています。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。大変いい提案、それから色々な国の後押しもできるということで、スムーズにスタートできればいいなと思っておりますけれども、審査・モニタリングという項目がございますが、投資育成の活動の定期的なモニタリングというのは、むしろ投資家の方々のモニタリング、それから投資を受けた企業側のモニタリング両方が必要だと思うのですが、モニタリングそのものについて、どういう項目できちんとチェックをしていくのかというお考えは今ございますでしょうか。

○中川座長 事務局のほうから手が挙がっていますけれども、今の御回答に関連してでしょうか。

○安楽岡審議官 今の点ではないです。冒頭の御質問に関連してです。

○中川座長 阿曾沼委員の冒頭の御質問に関して。

○安楽岡審議官 いえ、安念委員の冒頭の御質問に関して。

○中川座長 分かりました。ちょっと待ってください。

渋谷区か東京都か分からないのですけれども、モニタリングの件に関しましてお答えいただけることはありますでしょうか。

○田坂グローバル拠点都市推進室長 モニタリングですけれども、今、スタートアップビザで、ビザホルダーに対しては毎月進捗報告を義務付けていて、毎月スタートアップビザホルダーに一度、面談の機会をやっているの、それと似たような形になるのかなと思っておりました。今回の場合、投資活動だけにかかわらず、おそらくほかのVCとかエンジェルのメンタリングのようなことをしてくださるような人も出てくると思いますし、どういった活動をしていたかを投資に限らず把握したいなというのがあると思います。

あとは委員がおっしゃったとおりで、投資先に関しても、こちらはそこまでモニタリングは大変ではないかなとは思っているのですけれども、定期的なモニタリングをすることで、来てくださって投資を受けたことによる効果が図っていけるのかなと。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。事業投資そのものに定義があまりあるわけではないので、いわゆる生産拠点のための不動産取得なんかでも一つの事業投資になっていくわけで、そこにおける色々な課題も出てくるのだらうと思いますので、投資をされる方々、また投資先のモニタリングも当然背中を押して後押しをするという意味で、ブレーキを踏むという意味ではありませんけれども、健全な事業活動のためのモニタリングが必要なかなと思いますので、色々知恵を絞っていただければと思っております。

ありがとうございました。

○田坂グローバル拠点都市推進室長 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、事務局のほうから最初の安念委員の御質問に関連して御発言があるということなので、お願いします。



○安楽岡審議官 内閣府の特区担当審議官の安楽岡でございます。

今回、出入国在留管理庁に非常に前向きに御検討の姿勢を示していただきまして、大変ありがとうございます。ペーパーにあるように、これから関係省庁や自治体ともどういう制度、しっかりしたものを作っていくかということを考えていきたいと思っています。

その上で、投資先の地域を特区内に限定するというのは特区制度の趣旨に照らしてかという御質問があったので、一応特区制度を担当する内閣府としての見解を申し上げますと、今回、投資家ビザをつくるに当たって、おそらく投資家の居住地や活動拠点といったものは一定特区制度である以上、何か特区地域とひも付けていく必然性はあるのかなと思っています。

一方で、その投資家が投資をする先のエリアまで特区内に限定する必要性は、少なくとも特区制度の趣旨としてそうしなければいけないというものではないと考えておりますし、むしろ落合委員とかからも御発言がありましたように、日本全体を牽引するという特区制度の趣旨から考えれば、私どもとしてはできれば国内の広いエリアの中でスタートアップ等への投資が進むような形で制度設計していきたいとも考えておりますが、一方で、モニタリングとか色々な観点がございまして、詳細についてはいずれにしても関係者でしっかり検討していきたいと思っています。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

安念委員、お願いします。

○安念委員 審議官、どうもありがとうございました。結論としては私も全くそう思っていて、特区だからといって、特区に関わる全ての活動が特区内で完結していなければいけないなんてことは全然ない。例えば旅館業の特区があったとして、お客さんが全部特区内の人でなければいけませんなんていうことを議論する人はいないわけですから、今の御説明で全く私もそのとおりだと思います。

○中川座長 どうぞ。

○永田室長 出入国在留管理庁です。

その一方で、今提案していただいている東京都、渋谷区からの現時点の提案以上の追加要件となってしまいますので、その意味では、お話しいただいたように、こういった要件、こういった形で調整できるのかというのは、調整の上で決めさせていただきたいと思っています。

○中川座長 ありがとうございます。

今の御議論にありましたように、実際の要件につきましては是非出入国在留管理庁、東京都、渋谷区、それから内閣府のほうで調整を進めていただきたいと思います。

投資先につきましては、落合委員もおっしゃったように、特区内でもう少し横展開をしていくということは我々も当然考えておりますし、審議官からお話がありましたように、日本全体のスタートアップを促進していくという観点からも、特区制度自身が日本の成長

力を高めるというような制度ですので、我々としてはそういった観点も是非御検討いただきたいと思います。

おそらく東京都、渋谷区、提案の自治体におかれましては、そういった投資家を呼び込むだけではなくて、東京都のスタートアップあるいは渋谷区のスタートアップ、そういったものにつなげたいというような御意思もあるのかもしれないのですけれども、そういったような形で入り口を絞った場合に、渋谷区のスタートアップにしか投資ができない投資家、あるいは東京都のスタートアップにしか投資ができない投資家、それしか呼び込むことができないというのは、やや入り口を狭めることによって効果を削減しているような印象も持ちます。

それよりは、そもそも新しい資本主義のグランドデザインの実行計画では、国内投資というものが基本的に我々に課された命題であったと思いますので、そういった広めの投資ができるような投資家を特区に呼び込むというような観点でやったほうが、御提案の自治体におかれましても、おそらくメリットはそれなりにあるのではないかなと、そんなふうに思っております。

そういった意味で、ただ、モニタリングのコストとか様々なものがありますので、是非先ほど申しあげましたように出入国在留管理庁、内閣府、それから東京都、渋谷区の間で、この要件につきましての詰めを加速化して、できるだけ早期に制度の実現を図っていただきますようお願いしたいと思います。

ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、どうもありがとうございました。